

～自然本来の力を活かす、「滋賀のいのちの守り」～生物多様性しが戦略の策定について

これまで、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例に基づく「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画」および「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」に基づき、希少種保全、外来種対策、野生鳥獣害対策および生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化などの取組を進めてきましたが、平成22年(2010年)の「愛知目標」の採択や、平成24年(2012年)の「生物多様性国家戦略2012-2020」の閣議決定を受けて、今回新しく「～自然本来の力を活かす、『滋賀のいのちの守り』～生物多様性しが戦略」を策定することとしました。

■ 策定の経過

〔ワーキンググループ〕

平成25年9月から平成26年2月 全11テーマ 計25回開催

〔タウンミーティング〕

平成26年10月15日から26日 県内6地域において開催

〔(仮称)滋賀県生物多様性地域戦略策定に係る専門家会議〕

平成26年2月21日 滋賀県の生物多様性の現状と課題

2月27日 戦略の構成案の検討

3月5日 理念・目標・基本方針の検討

6月11日 骨子(たたき台)の検討

8月6日 骨子(案)の検討

平成27年1月7日 戦略(案)の検討

〔滋賀県環境審議会自然環境部会〕

平成26年1月22日 (仮称)滋賀県生物多様性地域戦略の策定について諮問

3月26日 理念・目標・基本方針の検討

7月22日 骨子(たたき台)の検討

9月24日 骨子(案)の検討

10月23日 答申(案)の検討

12月11日 (仮称)滋賀県生物多様性地域戦略の策定について答申

〔環境・農水常任委員会への報告〕

平成26年2月12日 (仮称)滋賀県生物多様性地域戦略の策定について(策定着手の報告)

8月7日 (仮称)滋賀県生物多様性地域戦略の策定について(検討経過の報告)

10月6日 (仮称)滋賀県生物多様性地域戦略の策定について(検討経過の報告)

11月12日 (仮称)滋賀県生物多様性地域戦略の策定について(答申(案)の報告)

平成27年1月28日 (仮称)生物多様性しが戦略(案)に対する意見・情報の募集について報告

〔県民からの意見徴収〕

平成27年1月27日から2月27日 県民政策コメント募集(市町意見照会を合わせて実施)

意見提出者数：15人・団体(市町含む) 意見等の件数：64件

■ ～自然本来の力を活かす、「滋賀のいのちの守り」～生物多様性しが戦略(案)について  
別紙のとおり(概要版、本文)

**(仮称)生物多様性しが戦略(案)に対して提出された意見・情報と  
それらに対する滋賀県の考え方について**

**1 県民政策コメントの実施結果**

平成27年(2015年)1月29日(木)から平成27年(2015年)2月27日(金)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「(仮称)生物多様性しが戦略(案)」についての意見・情報の募集を行った結果、15人(団体・市町含む)の方から、64件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、それらに対する滋賀県の考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

**2 提出された意見・情報の内訳**

項 目	件 数
概要版	1件
第1章 戦略の策定にあたって	7件
第2章 理念と基本的な姿勢	7件
第3章 目標、計画期間および対象区域	2件
第4章 行動計画	30件
第5章 戦略の着実な推進	8件
その他	9件
計	64件

番号	頁	意見・情報等	意見・情報に対する考え方
概要版			
1		第5章「2 多様な主体の連携」の「環境学習センター」を「琵琶湖博物館環境学習センター」に修正すべきである。	ご指摘のとおり修正します。 【修正前】環境学習センター 【修正後】琵琶湖博物館環境学習センター
第1章 戦略の策定にあたって			
2	P2 1	「ある地域に見られる生物多様性は、その自然環境のもとで長い時間をかけて選ばれてきた「自然の遺産」であることから、それとともに育まれてきた生活文化とともに、将来にわたって引き継いでいく必要があります。」における引き継ぐべき生物には「外来生物や移入生物は含まず、地域ごとに培われた自然の遺産として現存する種を対象とすべき」であることから、その旨を明記した方がよい。	ご意見のとおり、将来にわたって引き継いでいくべき生物多様性はその地域で長い時間をかけて選ばれてきたものと考えていますが、外来種等の中には、農作物や家畜やペットのように有用であり、人間の管理下において生物多様性に大きな問題を生じていないものもあることから、全面的に外来種等を否定することは適当でないと考えております。以上から、原文どおりとします。
3	P2 1	全ての生きものが直接、間接的に支え合って生きており、私たちもそのつながりの中で生かされているという認識を広め、深めていく説明であってほしい。生物多様性の中に私たちも入っており、「将来にわたって引き継いでいく必要がある」だけでなく、「私たちが生きていくためにかけがえのないものである」というニュアンスが必要ではないか。	ご意見については、生物多様性の説明では、「生きものつながり」として、「生きものが互いにかかわりながら世代を超えて維持されている」ことを説明しています。 また、「2生物多様性の価値」で、「私たちの暮らしが多様な生物のさまざまな働きによる自然の恵み(生態系サービス)に支えられていること」を説明しています。以上から、原文どおりとします。
4	P4 2(2)	「滋賀県の約50%を覆う森林植生には…」の後の説明で安全な飲み水の確保などで説明されているが、滋賀県はびわ湖と森のつながりについての認識が深いものと考えている。ここでの説明の中では「水源かん養」という認識を打ち出すことが大切であり、各種の計画との連携としても大切な言葉であると思う。	森林の水源かん養機能については、雨が森林にゆっくりとしみこみ、きれいなおいしい水を蓄え、少しずつ川に流していく機能と考えており、「(2)調整サービス」の説明の中で、「山地災害や土壌流出の防止、気候条件の緩和・調節、安全な飲み水の確保など、多様な働き」として具体的に説明しています。以上から、原文どおりとします。
5	P4～ P7 2・3	第1章の「2 生物多様性の価値」と「3 生物多様性の危機」を「はじめに」よりも先に、もしくは同じ所でしっかり伝えるべきである。	私たちの暮らしが、さまざまな自然の恵みに支えられ、それがいろいろな危機に瀕していることを伝えることは、本戦略策定にあたって重要であると考えており、「はじめに」ではなく本編の中で「生物多様性の価値」や「生物多様性の危機」の内容を具体的に説明しています。以上から、原文どおりとします。
6	P4～ P7 2・3	一番最初の部分で、生物多様性の乱れは、一見われわれの生活や事業活動に直接関係がないように見えるが、その影響は後々跳ね返ってくるものであるということを明確に伝えるべきである。	ご意見の内容については、第1章「2 生物多様性の価値」で、私たちの暮らしが生物多様性の働きによる自然の恵みに支えられていること、第1章「3 生物多様性の危機」で、それがさまざまな危機に直面していること、第3章1(1)でこのまま進むと生態系サービスを持続的に享受することが困難となる恐れがあることから、生物多様性を回復する取組を進めることが必要であることについて、説明しています。以上から、原文どおりとします。

番号	頁	意見・情報等	意見・情報に対する考え方
7	P6-7 3(3)	「琵琶湖では」以降の説明では魚と哺乳類での例で説明されているが、大きな問題となり多くの人がつながり関わって対策が進んでいる外来の水草についても触れてある方が状況としては自然ではないか。多くの方々が目に、耳にされた問題が記載されていることは共感につながる。	ご意見の趣旨を踏まえ、次の記述を追加します。 「さらに、平成21年(2009年)に南湖で確認されたオオハナミズキンバイは生育面積を拡大し続け、漁船の航行阻害などが生じています。」
8	P7 3(4)	琵琶湖の全循環の記載があるが、水温躍層下の水温も長期トレンドとして上昇しているが、深底部は微妙であり、全循環も2006-07年の暖冬時に遅れたのみであることから、記述を修正されたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のように修正します。 【修正前】琵琶湖では、深底部の水温が徐々に上昇傾向にあることや、冬に湖水が表層から深底部まで上下方向に混合する全循環の発生時期が遅くなる傾向が報告されています。 【修正後】琵琶湖では、水温が徐々に上昇傾向にあることや、冬に湖水が表層から深底部まで上下方向に混合する全循環の発生時期が遅くなった年があったことが報告されています。
第2章 理念と基本的な姿勢			
9	P5~ P14 第1章 3~ 第3章	これまでの人間活動が悪しきことであったような表現、ノスタルジ的に昔の生活を推奨するなど、昔の良さ、今の悪さを殊更に言い過ぎるのは良くない。	自然環境の劣化や人と自然の関わりの希薄化により、このまま進むと生態系サービスを持続的に享受することが困難になるおそれがあるため、生物多様性を回復させる取り組みを進める必要があり、その際には、滋賀らしい「自然と人とのかかわり」のあり方を継承・発展させていくことが重要と考えています。
10	P2~ P14 第1章 ~ 第3章	「にぎわい」「かかわり」「作法」「まなざし」「生活の営み」「文化の特性」等のフレーズは、極めて情緒的表現で好ましく思う。情緒の側面が非常に重要である。	本戦略の策定にあたり、11のテーマでワーキンググループを開催し、さまざまな分野の方から、ご意見、ご提言いただいております。これらの表現は、そうした中、暮らしと自然とのかかわりを表すのにふさわしいものと考えたことから、採り入れさせていただいたものです。
11	P7 4	「自然と人とが調和した暮らしや文化が醸成されてきた本県」とあるが、「自然と人」ではなく、「自然の恩恵」の方に主眼をおいた表現にしてはどうか。	本県には、自然から恵みを受けるだけでなく、人が自然に働きかけることによって生物多様性が保たれてきた二次的自然が見られ、自然と人との双方向の関係が重要であると考えております。以上から、原文どおりとします。
12	P9 2(1)	「(1)暮らしと自然とのかかわりに着目する」や「自然に対するまなざしや自然とのかかわり方の作法を学び、自然との関係の再構築が必要」とあるが、「(1)暮らしと自然の恵みに着目する」や「自然の恩恵と暮らし／文化のかかわりを再認識」などの表現にしてはどうか。	本県には、自然から恵みを受けるだけでなく、人が自然に働きかけることによって生物多様性が保たれてきた二次的自然が見られ、自然と人との双方向の関係が重要であると考えております。以上から、原文どおりとします。
13	P9 第2章	生物多様性保全の大前提は、人間も自然の一部分であるということを認識する点にあるが、一般的に受け入れられ難い面もあり、ジレンマに陥るところである。	ご意見のように、人間も自然の一員であるという認識に近い考え方として、理念に「いのちの守り」という表現を採り入れています。これは、人が自然を管理するという人間中心の考え方でなく、自然の状態をよく見ながら、自然本来の力にゆだね、人間は必要な手を加えるという考え方として捉えています。

番号	頁	意見・情報等	意見・情報に対する考え方
14	P9 1	「守り」という言葉は、人間と自然の関係のあるべき姿を一言で表しており、県内のさまざまな生態系で、そうした関わり方がされてきた滋賀県にふさわしい。	本戦略の策定にあたり、11のテーマでワーキンググループを開催し、さまざまな分野の方から、ご意見、ご提言いただいております。「守り」という表現は、これらのご意見の中から、本県の生物多様性を保全し、将来にわたって持続可能な形で利用していく上でふさわしい考え方として、理念に掲げたものです。
15	P11 2(3)	様々な機会を通じて生物多様性について知る、気づく、考える機会を設けるということは大変重要であるとのことはまさしくそのとおりである。現在は「環境教育」「環境学習」と何か特化した教育のようにされているが、何気ない日常生活、人間活動が大きな影響をうけ、また影響を与えるものなので、本来は、学校教育で言えば「国語」「社会」「理科」の授業の中で、そのつながりを意識した教育ができ、情緒、歴史、社会活動、生命科学の視点からそのつながりを知り、気づき、考える場とすることが望ましい。	ご意見のとおり、生物多様性は、幅広い分野におよんで私たちのいのちと暮らしを支えていることから、その価値が社会全体で広く認識され、それぞれの行動に反映されるよう、県民の皆さんへの浸透を図ることが重要であると考えています。このため、短期目標のⅢに「生物多様性に関する県民の理解が深まり、各主体による生物多様性に配慮した行動が広まっている」掲げ、行動計画の3(1)に記載したように、学校教育をはじめ、さまざまな機会を通じて、生物多様性について知る、気づく、または考える機会を設けていきたいと考えています。ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
第3章 目標、計画期間および対象区域			
16	P13 1(1)	長期目標で「滋賀らしい『自然と人とのかかわり』のあり方を発展させることにより、生きものと人が共存し、自然の恵みから生み出される多様な文化が展開する社会が実現されている。」とあるが、自然と人間が同じ世界であるニュアンスの表現になるように「われわれが散髪したり、爪を切るのと同様に、自然も適切な『手入れ』を受けることで、その恩恵を永続的に生み出すことができる。そこから多様な文化が展開する社会が実現されている。」などとしてはどうか。	ご意見のように、人が自然に働きかけることにより生物多様性が保たれるという面もありますが、人が自然の恩恵を享受したり、また、人間活動が生物多様性に危機をもたらすこともあることから、自然と人との適切な関わりが重要と考えております。以上から、原文どおりとします。
17	P13 1(2)	「危機に対する緊急の取り組み」に関わって、現在目の前に起こっている課題は、ひょっとすると緊急な対策が必要なものではなく、手遅れに近いものもある。実は、緊急に必要なのは、近い将来危機と成りうるものを見つけ出し、対策を講じることである。 例1: 県内で、湖東、湖西で確認されている「ショクヨウガヤツリ」などは、近い将来、猛威を奮う可能性がある。今のうちに撲滅しておくことが、緊急の課題である。 例2: 現在全国的に問題となっているアライグマは、県内でもかなりのスピードで繁殖している。人身被害並びに、感染症問題など、今すぐに手を打つべき、緊急の課題である。	ご意見のとおり、緊急に対策が必要な危機を適切に見極め、それらを食い止めるための対策を講じていくことが重要と考えており、短期目標のⅠに掲げた「生物多様性の危機に対して、緊急の取組が実施されている」をめざしていくこととしています。ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。

番号	頁	意見・情報等	意見・情報に対する考え方
第4章 行動計画			
18	P15~ P20 1(1)① ②	主として「増えすぎ」「減りすぎ」の部分について、特定の動植物に対する手入れや保全が重要である事由や背景など記載するのが良い。	「減りすぎ」については第4章1(1)①に、また「増えすぎ」については第4章(1)②に必要な対策やその理由などについて簡潔に記載しています。個々の動植物についての詳細な背景などについては、滋賀県レッドデータブック2010年版、外来生物対策にかかる防除計画、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウにかかる特定鳥獣保護管理計画等の個別計画に記載しています。以上から、原文どおりとします。
19	P16 1(1)① B	保護増殖計画について、「指定希少野生動植物種」および「国内希少野生動植物種」だけに限定している。「指定希少野生動植物種」および「国内希少野生動植物種」に現在指定されているものは極めて限定的であり、それら以外の多くの絶滅が危惧される種類、特に琵琶湖固有種については県が主体性と責任を持って「保護増殖を図る」必要があるものと考えられるが、その対策について記述がない。たとえば、保護増殖のルール作りの検討が進んでいると思うので、そのことなども加筆してはどうか。	種の保存法では、国が行う保護増殖事業の対象は「国内希少野生動植物種」としていますが、本県の保護増殖事業の対象については、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に定める「希少野生動植物種」の範囲内で検討中であることから、次のように修正します。 【修正前】 指定希少野生動植物種 【修正後】 希少野生動植物種
20	P17 写真	指定希少野生動植物種としてクマガイソウの写真が掲載されているが、北海道南部から九州にかけて広く分布し、ネットショップや園芸店で入手できる植物であり希少ではないのではないかと。	「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき指定する「指定希少野生動植物種」は自然界に生育しているものを対象としています。クマガイソウは、本県においては観賞用として極度に乱獲されていること等から、「2010年版滋賀県レッドデータブック」においても絶滅危惧種に分類しています。
21	P17 1(1)① E	傷病鳥獣救護事業は、救護そのものに関わる部分と、救護に関わる中で得られる様々なデータの蓄積が今後の活動に関して有用である。「蓄積されたデータ」の部分が今少し具体性に欠けるように思う。	本県では、傷病鳥獣救護事業で得られた野生動物に関するデータの蓄積を進めていますが、その活用の取組については不十分な面もあり、今後の課題と認識しています。ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
22	P18 1(1)② A	県外の自治体でも、リスト作成が進み、外来種の分布拡大がかなりリアルタイムで情報収集できているが、まだまだ、追いつかないのも実情である。対策を進めるにあたって、情報収集の為に仕組みと、情報収集のための啓発活動がセットで行われることが必要である。	県内に生息・生育する外来種について、侵入状況や被害程度に応じた「外来種リスト」の作成を予定しており、このためには関係者からの情報提供・協力が必要と考えています。ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
23	P18 1(1)② B	「侵略的外来種に対しては、県民、NPO等の活動団体、事業者、市町など多様な主体による監視や防除活動を支援し」とあるが、多様な主体に「土地の所有者および管理者」を加えてはどうか。 (理由) 特定外来生物の防除において、特定外来生物が生息、生育してしまった場合には、まずは土地の管理者の積極的な協力、すなわち早期に発見し防除につなげることが重要となるため。	侵略的外来種の駆除や防除活動については、ご意見のとおり、土地所有者や管理者の協力を求めていくことも必要と考えていることから、次のように修正します。 【修正前】 侵略的外来種に対しては、県民、NPO等の活動団体、事業者、市町など多様な主体による監視や防除活動を支援し、拡大の阻止と影響の低減を図ります。 【修正後】 侵略的外来種に対しては、県民、NPO等の活動団体、事業者、市町、土地の所有者および管理者など多様な主体による監視や防除活動を支援し、拡大の阻止と影響の低減を図ります。

番号	頁	意見・情報等	意見・情報に対する考え方
24	P19 1(1)② D P7	コラムに記載している「オオバナミズキンバイ」の呼称について、琵琶湖に蔓延しているものは、正確にはオオバナミズキンバイの近縁種であるため、オオバナミズキンバイを基本亜種とするルドウギア・グランディフロラが正しいため、「学名ルドウギア・グランディフロラ(オオバナミズキンバイ等)」に修正すべきである。	「オオバナミズキンバイ」との呼称については、県民の皆さん等にわかりやすく表現するため、広く流布しているこの呼称が適切と考えており、原案のとおりとします。 なお、初出の7ページの(注)で次のとおり記載します。「現在琵琶湖に広がっているオオバナミズキンバイは、正確には、オオバナミズキンバイを基本亜種とするルドウギア・グランディフロラだが、わかりやすく表現するため、本戦略では「オオバナミズキンバイ」と記述しています。」
25	P20 1(1)② F	「集落ぐるみによる被害対策」を行うにあたって、今、集落力の低下が大きな問題である。この、地域戦略が各種関係機関の連携により成り立つものである、また、そうしていくことが必要だとのアピールがあるといいのではないか。	集落ぐるみの被害対策をはじめ、この戦略の推進には、関係者の協力が必要であることから、第5章1に、主体ごとの役割を示し、その中で市町の役割として、「自治会等地域コミュニティによる活動への支援を行うことが期待されます。」と記載しています。
26	P20 1(1)② F	狩猟免許は取得されているが、実際に捕獲の実施につながっていないという声を耳にした。それは、捕獲⇒解体⇒処理ができるようになることが必要だが研修等のフォローアップ体制が不足ではないかということ。免許取得から狩猟実施までの一連の流れの体制整備が必要と考える。	野生鳥獣の個体数管理においては、狩猟者の育成・確保を図ることが重要と考えており、ご指摘の点については、「狩猟技術の向上」を図ることを記載しています。ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
27	P20 1(1)② G	シカの食害は、一部地域ではかなり危機的な状況にある。一方、まだまだ、被害が軽微なところもあり、この違いの検証と、被害がまだ及んでいない地域での予防が非常に重要である。「被害の予防」の文言があるが、さらに強調したものに成る必要を感じる。	ニホンジカの食害については、平成26年度から地域ごとの被害状況の把握や森林の公益的機能への影響評価を行うとともに、被害の予防や生態系の維持・回復のための対策を進めています。ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
28	P21 (2)① B P22 コラム	「生息・生育地保護区」については、指示・告示だけでなく、湖畔の植物の現場での明示と保護や地元小中学生等への周知・啓発など、地域での実効性を高めていく必要があるため、「指定箇所を拡大するとともに、現地での立て看板や囲いで保護するほか、地域の方々への周知・啓発に努めます。」に修正すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえて、次のように修正します。 【修正前】今後も指定箇所を拡大していきます。 【修正後】今後も指定箇所を拡大していくとともに、指定した生息・生育地保護区について、個体の生息・生育のため確保すべき条件と環境管理の指針を定め、適切な管理を進めます。
29	P21 (2) ①C	「生態系に着目したレッドデータブックを策定・発行します。」の次に「さらに、さまざまな生き物の生息地としての可能性を示し、事業者も県民も生態系ネットワーク形成の目標を共有するための『生き物生息地可能性マップ』を作成する。」を追加するべきである。	来年度、作成を予定している「生態系に着目したレッドデータブック」は、開発等にあたっての配慮や保全活動の参考情報とするものです。ご提案の「生き物生息地可能性マップ」についても、このレッドデータブックとの関係も含め、今後の取組の参考にさせていただきます。

番号	頁	意見・情報等	意見・情報に対する考え方
30	P22 1(2) ① E	Eに「『滋賀県ピオトープネットワーク長期構想』に基づき、県が行う事業等において積極的に取り組む」とあるが、それよりも「『滋賀県ピオトープネットワーク長期構想』に基づき、道路・街路、公園緑地、住宅地、学校などの事業において積極的に取り組む」とする方が良い。Dの河川やGの水田等と同じように、身近な施設名を具体的に明記した方が、私たち県民にはわかりやすい。また、県の事業がそれ以外かの区分は必要ない。	「滋賀県ピオトープネットワーク長期構想」においては、ご指摘のような施設の区分ではなく、ピオトープを野生動植物の生息・生育環境としての観点から7つのピオトープタイプとさらに9つの大区分、13の小区分に分類しています。また、本戦略の行動計画は、県が主体となって取り組むものを掲載したものですので、「県が行う事業等」としております。以上から、原文どおりとします。
31	P23 1(2)① I	多様な魚介類をはじめとする水棲生物の生育地、生息地であった内湖についての記述が欠落している。	内湖は野生動植物の生息・生育環境として重要であり、早崎内湖再生事業について内湖ピオトープ再生の取組として記載しています。
32	P23 1(2)① I	内湖の原風景について、幼いときからの楽しかった体験が忘れられない。	内湖は野生動植物の生息・生育環境として重要であり、早崎内湖再生事業について内湖ピオトープ再生の取組として記載しています。
33	P23 1(2)① I	内湖群があった近江八幡、安土、能登川でのヒヤリングがなかったのには何らかの意図(干拓田を元に戻す声が高まると困るなど)があったのか。	県下各地での県民の方の意見を問うため、ワーキンググループは5か所で、タウンミーティングは6か所で実施したもので、中部地区では、会場の都合などで近江八幡市文化会館と八日市商工会議所で実施したものです。なお、戦略の策定にあたり、近江八幡市安土町で地元の皆さんから聞き取り調査を行っており、この中には内湖に関する貴重な情報も含まれていることから、資料編の中で紹介する予定です。
34	P24 1(2)① J	「新たな水質評価指標の導入」とは、具体的に何かイメージされているのか？(TOCなど?)水質評価指標の記載は文脈から不要であるため、「新たな水質評価指標を導入するなど、」を削除してはどうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のように修正します。 【修正前】このような調査を継続することはきわめて重要であり、新たな水質評価指標を導入するなど、琵琶湖の環境モニタリングを継続して実施し、水環境の変化を把握していきます。 【修正後】一方、流入汚濁負荷の削減により多くの水質項目が改善されているにもかかわらず、十分な生態系の回復につながっていないなどの課題もあります。このため、琵琶湖の環境モニタリングを継続して実施するとともに、新たな水質評価指標を導入するなどにより、水環境の変化を把握していきます。
35	P24～ 27 2(1)	滋賀の自然を生かし、大地を守り共に生きる生業としての第一次産業が元気な未来をつくるのが、生きものと人々が共存し自然の恵みから生み出される多様な文化が展開させるものと考え。そのような頼もしく素敵な職業にいざなう仕組み、担い手育成の流れが必要。第一次産業(六次産業化含め)は自然への畏敬の念や自助、共助を育むものと思う。	滋賀の自然を活かした農林水産業の振興は生物多様性の面からも重要であり、地域における身近な生物資源を扱う地産地消や農産物の伝統的な在来品種の保存と活用に、積極的に取り組んでいきます。
36	P28 2(2) コラム	企業が環境や生物多様性保全の取組に本業以外で取り組むのは難しい面がある中、この顕彰制度を設けられた意義は大きい。これを広げるためにも評価の対象、もしくは評価基準にCASBEEやSEGES、JBIB、JHEPの認証取得を入れてはどうか。	企業の生物多様性への取組を促進するための仕組みについて、今後、検討を進めていきたいと考えており、ご意見については、参考にさせていただきます。



番号	頁	意見・情報等	意見・情報に対する考え方
37	P27～ 28 2(2)	社会経済活動に生物多様性への配慮を組み込むことは肝要なことであり、具体的な目標まで踏み込めない部分があるのが苦しい。実現できることから、積極的に取り組めるよう、政策を進めてほしい。	企業の生物多様性への取組を促進するための仕組みについて、今後、検討を進めていきたいと考えております。
38	P29 3(1)A	自然体験型学習には危険が付きものであり、伝えるポイントや自然の怖さも含めたわかり方、向き合い方、安全指針なども大変重要なポイント。現場運営側にそれぞれつながりをもった実施要領、指針、研修が必要である。	自然体験型学習を進めるにあたっては、対象者に対して安全かつ正しい自然とのかかわり方を指導するとともに、運営側においても安全に配慮した体制が整備されるよう周知を図ります。
39	P29 3(1)	生物多様性の理解は、全国平均より高いとは言うものの、ちょっとした言葉の理解のみに留まっているのが現状である。やはり、学校教育との連携、さらに、地域の生涯学習での普及が必要である。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のように修正します。 【修正前】行政、NPO、学校教育機関、企業・事業者等の多様な関係者の連携による推進を図ります。 【修正後】行政、NPO、学校教育機関、企業・事業者等の多様な関係者の連携により、学校教育はもちろん、就学前の幼児期や生涯学習の場など、あらゆる世代に向けて、ESDの理念を反映した環境学習を推進します。
40	P29～ 31 3(1)(2)	県内各地で開催される環境イベントを県民への周知・啓発の機会として捉え、積極的にブース出展、講演、パネル展示等あらゆるツールを活用して普及啓発を推進し、同時に、参加する県民と交流することで、啓発ツールの有効性や重要度などを確認する、という内容を加筆してはどうか。	県民への周知・啓発に関しては、行動計画に記載したように、環境学習、環境教育副読本、ESD、琵琶湖博物館の展示やイベント、マザーレイクフォーラムなどを、さまざまな機会やツールを活用し、普及啓発や連携・交流を推進していきます。以上から、原文どおりとします。
41	P29 3(1)C	幼児教育にムツレのプログラムを普及していただきたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のように修正します。 【修正前】行政、NPO、学校教育機関、企業・事業者等の多様な関係者の連携による推進を図ります。 【修正後】行政、NPO、学校教育機関、企業・事業者等の多様な関係者の連携により、学校教育はもちろん、就学前の幼児期や生涯学習の場など、あらゆる世代に向けて、ESDの理念を反映した環境学習を推進します。
42	P29 3(1)C	ESDを内容毎に学年別に振分け、生物多様性についてもこの中で行うというレベルまで画策しておくべきである(年間の時間配分、教員への指導なども含め)。	ESDは生物多様性の保全と持続可能な利用に関する教育や啓発のためにも有効であると考えていることから、これを推進する旨を記載しています。具体的な進め方については、ご意見を参考に検討させていただきます。
43	P29 3(1)C	ESDという言葉と概念の定着という別問題も併せて検討が必要である。	ESDの言葉と概念は、まだ多くの方に知られていないと言えないことから、その定着に努めていきます。
44	P31 3(2)B	環境条件が悪化している地域などをマップ化し、HPIにアップするなどして身の回りや地域の状況に目を向け易くする環境をつくるのが大切。その中で情報提供や協力を求めていけば双方向となり、連携が取りやすくなる。啓発資料の作成から啓発活動、現場改善活動まであらゆる側面で各部局との連携、共催、多様な主体との協働の力をつくり活かせるような意識と体制づくりが必要。	ご指摘の市民参加型調査などの取組は、身近な生物多様性の現状や変化を自分のこととして理解し、行動に結びつける可能性を持っており、生物多様性の理解の促進のために有効な手法と考えています。ご意見については、参考にさせていただきます。

番号	頁	意見・情報等	意見・情報に対する考え方
45	P31 3(3)C	県では、多くの機会に協力団体等の募集が行われ、連絡網があると思うが、関連する取組みや参加の呼びかけに各部局が保有するネットワークが活かされていない。戦略に記載があるように各部局の施策、事業が生物多様性に関連しているため、ぜひ今後活かしてほしい。	県の各部局によるさまざまな事業に関連していることから、昨年7月に県に設置した「生物多様性保全活動支援センター」では、庁内関係課が有する生物多様性保全活動団体の情報を収集しており、関連する取組や参加の呼びかけなどに活用していきます。
46	P31 3(3)C	生物多様性に関する具体的な知識や関心の度合いなどについての実態調査をアンケート等を通じて継続的に実施し、県民の意識や活動実態、認知度度合いの経年分析をし、戦略を立てる、という内容を加筆してはどうか。	12ページのコラムで、平成25年に実施した「滋賀県政世論調査」のうち「生物多様性の認知度」について紹介していますが、生物多様性に関する理解と行動を促進するため、「県政世論調査」などにより、継続的にその状況を把握することとし、35ページの数値目標の25番でもその評価を行うこととしています。以上から、原文どおりとします。
47	P31 3(3)C	「生物多様性の経時的変遷や現状の把握に努めます。」の次に「県の各部局の取り組みが生態系ネットワーク形成に役立っているかを自らチェックするための『生態系チェックリスト』を作成する」を追加すべきである。	県では、環境アセスメント制度や生物環境アドバイザー制度を設け、各部局の取組において、生物多様性の保全に配慮しています。ご提案の「生態系チェックリスト」は、今後評価手法の一つとして参考にさせていただきます。以上から、原文どおりとします。
<b>第5章 戦略の着実な推進</b>			
48	P32 1(2)～ (6)	主体ごとの役割のうち県以外について「期待されます」とあるが、この表現は戦略が作りっぱなしになってしまうように見受けられるため、たとえば「滋賀県として某主体が…する際の…に…する」といったレベルまで踏み込んでおいて、実務上でも具体的な行動を起こさせる様な仕掛けも作っておくべき。	県以外の主体について、県がその役割を規定することは適当でないことから、「期待されます」という表現としています。戦略の実効性を高めるため、あらゆる機会を通じて各主体への啓発を行うとともに、生物多様性保全活動支援センターを通じた情報提供や助言などの支援などを行っていきます。以上から原文どおりとします。
49	P33 2	「環境学習センター」を「琵琶湖博物館環境学習センター」に修正すべきである。	ご指摘のとおり修正します。 【修正前】 環境学習センター 【修正後】 琵琶湖博物館環境学習センター
50	P33 2	生物多様性に関しては、「グリーンウェイ活動」や「にじゅうまるプロジェクト」「SATOYAMAイニシアティブ」の動きなど、県内でも登録して活動している企業、団体がある。滋賀の生物多様性の啓発促進とつながりを拓げるためにもこの動きを利用し現場での啓発活動に活かすべきと考える。	SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワークには、本県も発起団体として参加しています。また、国連生物多様性の10年日本委員会が推進する「にじゅうまるプロジェクト」「MY行動宣言」「グリーンウェイ」などは、生物多様性の普及啓発や活動促進に有効なことから、今後活用を検討していきます。
51	P33 3	関連部局の連携強化が実際にどのような体制の中で動いているのか、具体的な取り組みと対象となる主体を載せた図が示されれば、多様な主体の協働によって取り組む全体像が見やすく、関わり方を考えやすくなる。	関連部局で構成される「(仮称)生物多様性しが戦略連絡会議」を設置することとしています。その中で、生物多様性に関する施策と推進体制がわかるように工夫していきます。

番号	頁	意見・情報等	意見・情報に対する考え方
52	P33 3	市民が参加して評価することを取り入れた戦略にすることが必要である。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のように修正します。 【修正前】滋賀県環境審議会および本戦略策定にあたり協力いただいたワーキンググループの構成員や専門家会議の委員で構成される戦略推進組織を設置し、生物多様性関連施策に関する助言や、推進状況についての評価を求めます。 【修正後】この戦略の推進のため、滋賀県環境審議会および本戦略策定にあたり協力いただいたワーキンググループの構成員や専門家会議の委員などで構成される組織を設置し、生物多様性関連施策に関する助言や、推進状況についての評価を求めます。
53	P34 3 表2	オオバナミズキンバイの脅威については理解するが、アライグマやハクビシンなどの外来生物も存在するのに、なぜオオバナミズキンバイのみ目標数値が定められているのか。また、目標値について、駆除する生物の個体数や箇所数だけでなく、駆除に関わる人の数や駆除実施回数なども目標値として計上できないか。	オオバナミズキンバイについては、急激に生育区域を拡大し、緊急の取組を行っていることから、外来種の代表として評価指標として取り入れたものです。目標値は、成果が示せるものは成果(アウトカム)で選定しています。なお、個々の外来生物については、「滋賀県外来種リスト」を作成し、優先度に応じた対策を推進することとしています。このため、原文どおりとします。
54	P34 3 表2	行動計画における数値目標の指標として「再生可能エネルギーの導入量」とあるが、一般の方には関係性が直結しにくいと思われるので、24ページの表現としてはどうか。	評価指標については、本戦略の進捗状況を点検するため、行動計画に関係し、数値化が可能なものを選定しています。「再生可能エネルギーの導入量」は、第4章1の「(2)生息・生育環境の改善」を評価する指標の一つとして、低炭素社会づくりの面から選定したものです。以上から、原文どおりとします。
55	P36 4 表3	(仮称)生物多様性しが戦略(案)の欄には、キーワードだけでもその内容を追記されると理解が進み易い。	ご意見のとおり(仮称)生物多様性しが(案)の欄に対応する項目を記載します。
参考資料			
56	P38~ 43	自然環境というと自然科学系の方が大半であるが、なぜ、民俗学系や宗教学系の方が入らないのか。	本戦略の策定にあたっては、ワーキンググループには観光、事業活動、文化・工芸、活動のネットワーク化などの分野を設けるとともに、専門家会議にも、自然科学の観点だけでなく、人文科学の観点からご参画いただいています。
その他			
57		生物学的、社会・文化的視点などからの分析／解説から指標の設定まで 広く網羅／整理された内容である。	本戦略は、観光、事業活動、文化・伝統工芸、活動のネットワーク化など11のテーマでワーキンググループを開催するとともに、専門家会議では、さまざまな分野の学識者に入っただき、幅広い情報や提言をいただき、これらを参考にしながら策定したものです。
58		本編全体を通じて、地産地消、地元愛や衣食住における地元文化を大事にすることなどが重要な位置づけにあるのは大いに共感する。	本戦略では、希少種保護、外来生物対策など生物多様性の危機に対する取組だけでなく、生態系サービスの持続可能な利用も重要な柱と位置づけており、第4章2(1)において、地産地消の推進、伝統文化の継承・振興などについて記載しています。
59		「生物多様性」の認知度の低い(アンケート結果)現状においては、戦略の位置づけを明確に表して基礎を固め、必要な対策を不断に実施していくことを確定して欲しい。	本戦略では、「生物多様性の危機に対する取り組み」に加え、「生態系サービスの持続可能な利用の取り組み」、「生物多様性に対する理解と行動」を3つの柱とし、短期目標と行動計画を体系化して、各取組の着実な実施に努めていきます。

番号	頁	意見・情報等	意見・情報に対する考え方
60		多くの人を集めて議論を集約しており、決して偏った関係者で作成した訳ではないが、生物多様性に関心の高い県民が作成した戦略であることは否定できない。	ワーキンググループやタウンミーティングにおいても、県民の皆さんに参加いただき、策定過程から生物多様性について、理解を深めていただくようにしてきました。今後も、生物多様性に対する理解と行動が促進されるよう、あらゆる機会を通じて啓発を行うとともに、生物多様性保全活動支援センターを通じた情報提供や助言などの支援を行っていきます。
61		現在は生物多様性に関心がない多くの県民が、どのように取り組み、身近な自然の「守り」に参加したり、支持したりする県民になれるかが今後の鍵であり、あらゆる機会での広報・広聴や教育が必要。	生物多様性に対する理解と行動が促進されるよう、あらゆる機会を通じて啓発を行うとともに、生物多様性保全活動支援センターを通じた情報提供や助言などの支援を行っていきます。
62		生物多様性を保全することの意義を明確に強調してほしい。コラムや事例がたくさん挙げられているので、滋賀に暮らす人々が、生物多様性の保全が、自分の生活とどう直結し、どのように「豊か」にするのが実感できるように工夫し、書き加えていただければ、よりよい戦略になると感じる。	私たちの暮らしが生物多様性の恵み(生態系サービス)から成り立っていることを本文やコラムに記載しています。さらに、ワーキンググループや聞き取り調査で得られた暮らしや生業に直結する情報についても、資料編で紹介するなど、生物多様性の保全の意義についてわかりやすい説明に努めます。
63		昔の知恵を生かすこと、高齢者に昔のようすを聞き取り、それを現代の問題解決に生かすことには賛成だが、現代の生活がさまざまな開発の恩恵を受けているもまた事実。戦略には、昔の知恵や文化、景観などについての言及は多いが、それらが今日の私たちの生活とどのように折り合いをつけて生かしていくべきか、わかりやすく提示してほしい。	古くから培われてきた伝統文化、作法、知恵などに学びながらも、それを継承するだけではなく、現代社会の状況に応じて再構築し、発展させることが重要です。たとえば、地域資源の活用において、伝統的な知恵や技術を現在の状況に応じた形で活用したり、それらに経済的な評価を与える仕組みづくりなどを、今後わかりやすく示していきます。
64		今までから自然保護、ビオトープなど自然との関わりをテーマにした取り組みはいろいろ行われてきたが、生物多様性はすべて今まで培われたものが基礎となる。生物多様性が何か新しい取り組みであるというよりも、同じ土台の上に成り立つものであると捉える方がいい。また、自分達の考えや取り組みが生物多様性への貢献につながるものと捉えらえるような取り組みを進める必要がある。	ご指摘のように、これまで行われてきたさまざまな取組を、生物多様性の観点で捉え直すことも本戦略の意図するところの一つです。今後、生物多様性保全活動支援センターによる情報提供・助言や平成26年(2014年)から高島合同庁舎に設置している「いきものふれあい室」が主催する展示や体験活動などを通じて、そうした考え方を普及啓発していきます。